

都市の低炭素化の促進に関する法律

低炭素建築物認定手続き等の手引き

「都市の低炭素化の促進に関する法律」は、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、低炭素化に資する措置が講じられた建築物である「低炭素建築物」の普及のため、その建築物に関する計画を認定する制度を柱とする法律です。

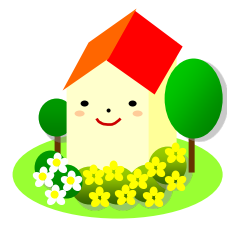
認定を受けるためには、外皮の熱性能基準、建築設備の一次エネルギー消費量の基準、その他の低炭素化に資する措置に関する基準に適合した低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（低炭素建築物新築等計画）を作成し、札幌市長に申請します。

認定を受けた建築物については以下の優遇措置があります。

- (1) 所得税控除における優遇措置（住宅のみ）
- (2) 登録免許税の優遇措置（住宅のみ）
- (3) 容積率の特例

（お問い合わせ先）

市役所本庁舎 2F南側
都市局建築指導部建築確認課
設備確認担当
電話 011-211-2846



SAPPORO

1 認定基準

項目	法令の条項	基準
外皮の熱性能	法54条1項1号	断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
一次エネルギー消費量	法54条1項1号	住宅：暖冷房、換気、照明、給湯及び家電等 非住宅：空調、換気、照明、給湯、昇降機及び事務機器等 住宅、非住宅の設備による一次エネルギーの消費を抑えた二酸化炭素の排出が低い建築物であること。 （ただし、太陽光発電設備等の設置によるエネルギー量の削減も考慮される）
その他の低炭素化に資する措置	法54条1項1号	（非住宅建築物及び共同住宅等） 再生可能エネルギー利用設備が設けられていること。 （一戸建ての住宅） 再生可能エネルギー利用設備が設けられていること。かつ省エネ量+創エネ量（再エネ）の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること。 省エネ性に関する基準では考慮されない低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること。 例）節水対策、エネルギーマネジメントシステム、ヒートアイランド対策、建築物（躯体）の低炭素化等
基本方針	法54条1項2号	法3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし、適切なものであること。
資金計画	法54条1項3号	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切な資金計画であること。

※基準の詳細については、法令等をご確認下さい。

2 認定の対象について

1) 対象場所

市街化区域

2) 対象建築物

すべての建築物

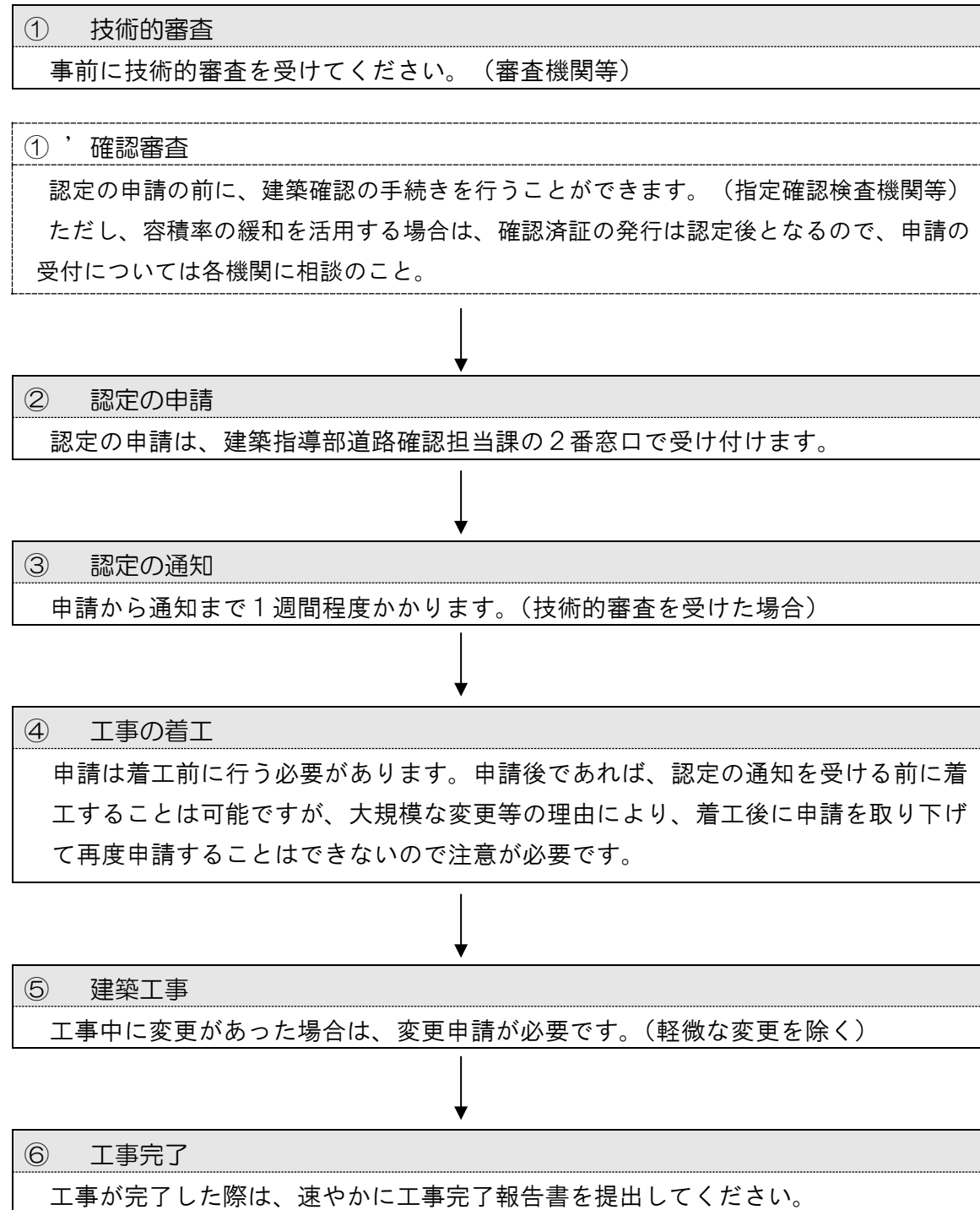
3) 対象の建築行為

新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修

4) 認定の単位について

- ①戸建住宅 ②共同住宅等（住棟単位） ③非住宅建築物
- ④複合建築物（建築物全体 or 非住宅全体 or 住宅全体）

3 申請手続きの流れ



4 技術的審査を行える審査機関について

- (1) 住宅部分
 - 登録住宅性能評価機関
- (2) 非住宅部分
 - 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

詳しくは住宅性能評価・表示協会のホームページをご参照ください。

【住宅性能評価・表示協会】（登録建築物エネルギー消費性能判定機関）

http://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/bukken.php

【住宅性能評価・表示協会】（登録住宅性能評価機関）

http://www.hyoukakyokai.or.jp/kikan/hyouka_search.php

5 申請に必要な書類

添付図書等	部数	内容等
①認定申請書	正・副	規則第5号様式
②委任状	原本・写	申請者が手続きを他者に委任する場合
③適合証	原本・写	審査機関等の技術的審査を受けた場合
④設計内容説明書	2部	建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの説明
⑤付近見取図、配置図	2部	方位、道路及び目標となる地物、低炭素化に資する設備等及び措置の位置等
⑥仕様書（仕上げ表）	2部	部材及び低炭素化に資する設備等及び措置の種別等
⑦各階平面図、立面図	2部	間取り、外壁、開口部等の仕様及びその範囲と面積等
⑧床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑨用途別床面積表	2部	複数の用途を有する建築物の場合の用途別床面積一覧表
⑩断面図又は矩計図	2部	建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ等
⑪各部詳細図	2部	断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法、各種設備の構造
⑫各種計算書等	2部	建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの基準に適合することを示す資料及び一次エネルギー消費量計算書等
⑬各種設備機器表及び平面図、系統図	2部	空調、換気、照明、給湯、昇降機及びその他の低炭素化に資する設備等及び措置の種別、台数、性能及び位置、制御方法
⑭その他（必要な場合）	2部	基本方針及び建築協定の内容に適合することがわかる図書

※1 図面には、縮尺を明示してください。

※2 技術的審査を受けていない場合は、④から⑬までの図書は3部添付してください。

※3 ⑬は非住宅の例を示しており、住宅の場合は空調を暖冷房とし、昇降機は不要とする。

※4 特に指示がある場合を除き、適合証を添付する場合は⑥、⑩から⑬の図書は添付不要です。
 なお、提出図書は審査機関の確認印が押印されたもの（原本）を添付してください。（副本はコピー可）